



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

第2回利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会 開催

平成24年7月19日に環境省にて、「第2回利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会(以下、検討会)」が開催されました。

本検討会は、ヘキサメチレンテトラミン(以下、HMT)を含む水が河川に排出されたことにより、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止や断水が広範囲で発生したことをきっかけに設置されました。

なお検討会では、HMTの排出により、現に1都4県に水道の取水に影響が出ていることから、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等による制度的な対応についての検討が必要としています。

しかし、排水規制を一律に多くの工場や事業場に課すことは、HMTのPRTR(化学物質排出移動量届出制度)データを見ても、一部の事業所に限定される事案であることから、HMTを水質汚濁防止法の指定物質に追加することやガイドライン等により排水処理において留意すべき事項を周知することが適当であるとし、今後基本的な対応が話し合われていくものと思われます。

なお、埼玉県では「埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱」により、ホルムアルデヒドを生成するおそれがある物質(HMT)を含む液状の産業廃棄物又は排出水を適切に処理するために必要な措置を規定し、生活環境保全上の支障を未然に防止するとしています。

当社では、排水等の分析について多くのお客様からご依頼を頂き、実績と経験を積み重ねております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年7月19日付 第2回利根川水系における
取水障害に関する今後の措置に係る検討会資料
衛生技術箇所 山田悠貴

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [石綿飛散防止対策に係る検討について](#) 環境省

新規規制物質として「1,4-ジオキサン」を下水排除基準に追加

平成24年5月23日に公布、同年5月25日に施行された下水道法施行令の改正により、特定施設を設置する事業場(以下、特定事業場)に対する下水排除基準に1,4-ジオキサンが新規規制物質として追加されました。

これを受けて、東京都では東京都下水道条例を改正(平成24年6月27日公布、同年8月1日施行)し、特定事業場以外の事業場に対しても1,4-ジオキサンの下水排除基準を適用することとしました。

東京都23区内の事業場に対しては、改正後の基準が平成24年8月1日から適用となります。

このことにより、1,4-ジオキサンを使用している又は排出するおそれのある事業場においては、特定事業場でなくとも1,4-ジオキサンの適切な処理・処分が必要となります。なお、基準値については下水道法施行令と同様で、一律排水基準が0.5mg/lで、感光性樹脂製造業やエチレンオキサイド製造業など4業種については一定期間の暫定基準が設けられています。

当社では、1,4-ジオキサンはもちろん、環境水、地下水、排出水の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年7月9日付 東京都下水道局 HP
2012年7月25日付 環境新聞

生活環境箇所 清水圭介

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為に休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 9月6日(木)



食品中の放射性物質に係る基準値に対応した測定を行っています

平成24年4月1日より、食品中の放射性物質に係る基準値が適用されました。当社ではゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定や、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法により、この基準値に対応した測定を行っています。

お問い合わせはこちら